

中空知広域水道企業団建設工事共同企業体運用指針

(趣旨)

第1条 この運用指針は、中空知広域水道企業団建設工事共同企業体運用基準（平成30年中空知広域水道企業団告示第19号。以下「基準」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別共同企業体の資格審査)

第2条 特別共同企業体の資格審査は、基準第9条の規定に基づいて結成された共同企業体の申請により行うものとし、工務課は当該申請があったときは、適格事項を審査の上適正と認めた者を企業長に報告し、企業長は、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、資格審査申請をもって競争入札への参加申込みがあったものとみなすとともに、格付けに対する審査を省略し、A級に格付されたものとする。

(中空知広域水道企業団構成内業者及び地場業者)

第3条 基準第14条に規定する「中空知広域水道企業団構成団体内業者」とは、滝川市、砂川市、歌志内市及び奈井江町内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を設けている者をいい、「地場業者」とは、滝川市、砂川市、歌志内市及び奈井江町内に営業に係る拠点を設置し、かつ、包括受任者を配置する等同項に規定する営業所を有する者と同等と企業長が認めた者をいう。

(一般共同企業体の資格審査)

第4条 一般共同企業体の資格審査は、基準第19条の規定に基づいて結成された共同企業体の申請により行うものとし、申請書は、工務課に直接提出しなければならない。

2 前項により提出のあった申請書は、単体企業の場合に準ずるものとし、格付けに当っては構成員の最上位の等級の直近上位の等級とみなし、格付けに対する審査を省略する。

(提出書類)

第5条 共同企業体は、資格審査申請に際して、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体指名競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (2) 経常建設共同企業体指名競争入札参加資格審査申請書（別記第2号様式）
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（別記第3号様式）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書（乙）（別記第4号様式）
- (5) 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（別記第5号様式）
- (6) 経常建設共同企業体協定書（甲）（別記第6号様式）
- (7) 経常建設共同企業体付属協定書（甲）（別記第7号様式）
- (8) 経常建設共同企業体協定書（乙）（別記第8号様式）
- (9) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（別記第9号様式）
- (10) 共同企業体参加一覧書
- (11) 委任状

(施工方式)

第6条 指名競争入札参加資格者は、施工方式について、特に分担施工方式（乙型）によることとする場合には、事前に企業長の承認を得るものとする。

(特別共同企業体の構成員)

第7条 特別共同企業体の構成員については、既に指名競争入札参加資格の格付された者を除いて、

指名競争入札参加資格者名簿の中から該当する工事種類に申請のある者を選定し、選定した構成員の格付をするものとする。

- 2 構成員となり得る者は、競争入札参加資格のA又はB及びCに格付された者とする。
- 3 工務課は、構成員となり得る者に対し工事の概要及び特別共同企業体の申請手続について、別途定める日に説明会を行うものとする。
- 4 構成員となり得る者が特別共同企業体の結成を辞退した場合は、これを認め、不利な取扱いを行わないものとする。

(特別共同企業体の存続期間)

第8条 発注工事の契約の相手方にならなかった特別共同企業体は、落札業者が当該工事の請負契約締結の日をもって特別共同企業体資格者名簿から削除するものとする。

(一般共同企業体の代表者の選定)

第9条 一般共同企業体の代表者の出資比率は、原則として構成員中最大であるものとする。

(一般共同企業体の解散)

第10条 資格の有効期限内に一般共同企業体を解散した場合、解散届を提出させるものとする。

(契約)

第11条 共同企業体との契約に当っては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は、構成員の連名とすること。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書(写し)及び付属協定書を添付すること。
- (3) 契約締結後に共同企業体編成表を提出させること。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成30年3月1日から施行する。
(中空知広域水道企業団建設工事共同企業体運用指針の廃止)
- 2 中空知広域水道企業団建設工事共同企業体運用指針(平成18年4月1日施行)は、廃止する。
(暫定措置)
- 3 この指針の施行の際現に存する前項の規定による廃止前の中空知広域水道企業団建設工事共同企業体運用指針に定める様式による用紙については、所要の調整をして当分の間、これを使用することができる。